



豊能監第 31 号  
令和 3 年 12 月 6 日

豊能町長 塩川 恒敏 様  
豊能町議会議長 管野 英美子 様  
豊能町教育委員会教育長 森田 雅彦 様

豊能町監査委員 長浜 裕一  
同 針原 祥次



令和 3 年度定期監査の結果について（通知）

地方自治法第 199 条第 4 項並びに豊能町監査基準第 2 条第 1 項  
第 1 号及び第 2 号の規定に基づき、令和 2 年度定期監査を実施した  
ので、同法第 199 条第 9 項及び同基準第 13 条第 1 項の規定によ  
り、その結果を別添のとおり報告します。

令和3年度

定期監査結果報告書

豊能町監査委員

# 令和3年度定期監査結果報告書

## 1. 監査の期間

令和3年10月28日から令和3年11月11日まで

## 2. 監査の対象

議会事務局  
吉川支所  
出納室  
まちづくり創造課  
総務部 秘書人事課 総務課 行財政課  
保健福祉部 保険課・国保診療所 福祉課 健康増進課  
住民部 税務課 住民人権課・ふれあい文化センター 環境課  
都市建設部 建設課 都市計画課 農林商工課  
こども未来部 教育総務課・(ひかり幼稚園)・(吉川保育所)・(ふたば園)・(吉川小学校)・  
(東能勢小学校)・(東ときわ台小学校)・(光風台小学校)・(東能勢中学校)・  
(吉川中学校) 義務教育課 こども育成課 生涯学習課・図書館・西公民館・中央公民館・ユーベルホール  
( )は書類監査のみ

## 3. 監査対象期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで。

## 4. 監査の方針

定期監査は、地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営にかかる事業の管理が法令等に基づき、適正に、また効率的に行われているか否かに主眼をおき、事務事業及び経営にかかる事業の各部門について関係法規等、諸規定に準拠しているか、事務処理は公正かつ効率的に執行されているかを重点に監査を実施した。

## 5. 監査の方法

前もって監査資料の提出を受け、提出書類の内容を確認し、所属長及び関係職員にその執行状況の説明を求め、関係書類等を審査した。

## 6. 監査結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、一部の指摘事項以外はおおむね適正に執行されていた。

本町の主な歳入である町税収入は、今後も減少傾向であることが予想される。一方、地方交付税など国からの収入も大幅な増収は期待できず、歳入全体でこれまで以上の厳しい状況が続くと見込まれる。

このような危機的な財政状況を踏まえ、持続可能なまちづくりを目指すためにも、事務事業の執行にあたっては、町民の要望や満足度を十分考慮しつつ、事業内容の必要性や優先度を十分精査し、引

き続き、限られた財源を効率的、効果的に執行されたい。

本件監査報告については、指摘した内容が十分理解されるよう、後日、措置状況の報告と齟齬のないように詳細に記載している。なお、監査時点のものであり、現行と相違する場合もあることを念のため申し添える。

## 7. 監査の内容

### ◇各課等共通監査事項◇

1. 備品の保管、管理状況
2. 郵便切手、つり銭用現金等の管理状況
3. 出張命令、時間外勤務命令等に関する事務
4. 各種契約関係事務
5. 各種補助金、負担金、委託料に関する事務
6. 予算執行状況

部課等別の監査事項については、次のとおりである。

### ◇部課等別監査事項◇

## 議会事務局

(令和3年11月11日)

### 監査事項

1. 議会開会状況
2. 付議事件の状況
3. 会議の記録、公開状況について

### ○定例会議・その他会議（令和2年1月～令和2年12月） 会期日数等

区 分	会期日数			一般傍聴者数
	本会議日数	委員会日数	休会日数	
定例会	16	12	44	52
その他会議	5	0	0	8
計	21	12	44	60

### ○付議事件等

区 分	町長提出						議員提出				
	条 例	予 算	決 算	そ の 他 事 件	専 決 処 分	計	条 例	意 見 書	決 議	規 則 そ の 他	計
定例会	24	23	6	29	2	84	1	3	0	0	4
その他会議	3	4	0	4	8	19	1	0	0	0	1
計	27	27	6	33	10	103	2	3	0	0	5

上記議案の町長提出案件（103件）のうち、原案可決87件、修正可決1件、否決1件、その他（報告案件）14件

## 監査結果

### ● 委員会審議のインターネット公開

- ・現在、本会議はインターネットで公開されているが、委員会については、議事録は公開されているもののインターネットで公開されていないため、住民からすれば何が課題となって、どのような議論がなされて議案が成立したのかなど議論のプロセスがよく分からないのが現状ある。

委員会においてもインターネットが視聴できるように庁舎内のWi-Fi環境の整備を図るとともに、課題となっている委員会運営については、どのようにすれば公開できるのか、議会と理事者双方が真摯に議論され、住民目線で実現に向けて検討されたい。

### ● 議案書等のペーパーレス化

- ・議会 ICT 化事業として、議会放映システム事業、議事録作成システム構築事業などをはじめ、ペーパーレス化のためタブレット端末の購入の予算措置がされている。特に、タブレット端末を活用した議案書等のペーパーレス化については、単に消耗品の費用の削減だけでなく、職員の事務作業の軽減（印刷・製本・差し替え作業など）を図ることができ業務の効率化にも資するため、早期に実現されたい。

## 吉川支所

(令和3年10月28日)

### 監査事項

1. 庁舎の維持管理状況
2. 窓口事務状況（全般）

### 監査結果

- 特に指摘すべき事項はない。

## 出納室

(令和3年10月28日)

### 監査事項

1. 一般会計歳入歳出事務状況
2. 特別会計歳入歳出事務状況
3. 窓口出納事務状況

### 監査結果

#### ● 基金の取扱いに関する財務規則の改正

- ・令和2年度の決算審査において、財政調整基金をはじめ12の基金の取扱いが、会計年度を超える支出負担行為と振替命令が出納整理期間末に行われていたことから、不適切な財務会計行為と指摘したところである。
- ・これらの財務会計行為は、債権債務の発生時期と現金の収納支出時期が異なりいずれの会計年度に属するか不明確なものとなり、予算執行上のやり繰りの関係で生じた事例である。
- ・基金の会計年度所属区分は、実際の予算執行上極めて大切なものであり、予算執行上の都合で会計原則等に反した不明確な処理を防止する必要がある。統一化されたルールのもとで、基金の所属会計年度を明確にする必要があるため、財務規則の一部を改正されたい。（関係条項も改正も含む。）
- ・参考までに、大阪府における基金の会計年度に関する規定は次のとおりである。「基金の年度区分は、出納を行った日の属する会計年度とする。」（大阪府財務規則第142条）と明確に規定している。

## ● 債権の現在高調書

- ・町の債権額の把握については、財務規則第123条に基づき「債権現在高調書(第54号様式)」が規定されているが、まず、第54号様式が存在しない。
- ・財務規則第123条は、会計管理者が町全体の債権額を把握するため、各課長は、毎年度末日における債権現在高調書を作成して、5月末日までに会計管理者に提出しなければならないと規定している。
- ・第54号様式が存在しないことは、第123条に基づく会計業務が行われていないことであり、省略化できない業務であることは指摘するまでもないが、財務規則に反するものである。
- ・財務規則の規定に従って、第54号様式を整備されるとともに適切に業務を執行されたい。

### (債権の現在高調書)

第123条 各課等の長は、その管理する債権の現在高について、毎年度の末日において債権現在高調書(第54号様式)を作成し、5月末日までに会計管理者に提出しなければならない。

## まちづくり創造課

(令和3年11月11日)

### 監査事項

1. 総合まちづくり計画、企画・調整について
2. 広域行政、交通施策について
3. スマートシティ戦略プロジェクトについて
4. 公共施設再編について

### 監査結果

#### ● 地域公共交通基本構想推進事業

- ・令和2年度の本事業の事業評価シート総合評価は、「D」評価で大事業全体の抜本的な見直しが必要であるとされている。  
また、改善の方向性として、豊能町地域公共交通基本構想の長期計画では、「北大阪急行延伸等にあわせて阪急バス箕面森町線をときわ台まで延伸する」と示されているが、箕面森町線の延長が非常に厳しくなっている具体的な理由は何か示されたい。
- ・【総括・共通事項】でも述べているが、箕面森町線のときわ台駅までの延伸は、単に利便性の向上だけでなく、豊能町として将来のまちづくりの試金石となる大変重要な交通インフラである。
- ・本町においては、「豊能町地域公共交通会議」が設置されており、平成26年4月には「豊能町地域公共交通基本構想」が策定された。これまでの検討状況は、バス路線の運賃やタクシー料金の改定が議論されているが、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」(以下、「活性化再生法」という。)に基づくマスタープランとなる「地域公共交通計画」について、豊能町地域公共交通会議において、具体的に検討されているのか進捗状況を明確にされたい。

#### ● 公共施設再編整備検討委員会

- ・総合まちづくり計画審議会においては、議事録や資料はよく整理されていてどのような議論がされているのかが分かりやすい。また、審議会会長が議事録を署名しているので、会議の公平性や透明性が図られている。  
一方、公共施設再編整備検討委員会については、ホームページを見ても、第1回の委員会の議事概要だけで第2回も開催されたかも不明である。専門家のご意見はどうか、どのような議論がなされているか検討状況は全く不明である。(令和3年11月11日現在)
- ・住民や公共施設の利用者にとって、公共施設再編整備は重要事項であるが、住民には広報されていないのと同じであり、今の広報状況では、住民の理解と協力は進まないと思われる。
- ・担当者に問い合わせると、出来る限り早く公開しますとは言うものの、統一されたルールがな

いため、職員の頑張り次第ということになり、二つの事例を見ても、ばらつきがあり統一されていない。早急にホームページで議事録をはじめ会議概要、提出された資料を公開されたい。(再掲：秘書人事課：広報業務の強化)

● 町ホームページのリニューアルと管理運営

- 町ホームページは、4つの入口があるが、あらゆる項目が整理されておらず、混在している。50音別、最新の更新日順、新情報か過去の情報なのかタイトルを見ても判別がつかないので、古い情報は年度ごとに整理する等々の問題もあるが、使いにくいホームページであるので、全面的にリニューアルされたい。
- 令和3年7月15日の「個人町民税の課税誤り」の報道発表資料が1ヶ月で削除されており、所属別にも記録が残っていないのは、公文書を廃棄したのと同様であるので、ホームページの掲載等の管理のルール化を検討されたい。(再掲)

## 総務部

### 秘書人事課

(令和3年11月11日)

#### 監査事項

1. 人事・給与の管理について
2. 職員研修の実施状況
3. 職員の健康管理等、福利厚生事業について
4. 職員採用試験の実施状況
5. 広報紙その他の広報刊行物の発行、配布状況
6. 法律相談の実施状況

#### 監査結果

● 職員給与決定のあり方

【指摘1】(令和2年度)

- 令和2年度の指摘は、これまでの監査の結果、本町の職員の給与決定のあり方については、人事院勧告の月例給与、期末・勤勉手当の改定ベースだけを捉えて改定されているので、まずは、国からの通知(総務副大臣)も熟知して、大阪府人事委員会の給与実態調査結果も踏まえて適切に改定されたいという趣旨である。

- この総務省副大臣通知(参考①)は、地方公務員の給与改定の取扱いについて、細部に渡って通知されているが、地方公務員の給与の適正化に関しては、概ね、次の2点が重要であると示されている。

1点目は、全国の都道府県及び市町村に対しては、人事委員会の給与に関する勧告及び報告を踏まえつつ、地域における民間給与等の状況を勘案して適切に対処すること。

2点目には、全国の人事委員会を置いていない市及び町村に対しては、都道府県人事委員会における民間給与の調査等も参考にして適切に行うことと示している。

総務省副大臣通知は、国のラスパイレス指数の比較のみをもって決定するのはなく、地域における民間給与等の状況、公民の給与を勘案して適切に対処するようとの趣旨である。

- 大阪府内では、政令指定都市を除いて、独自の給与体系を持っているのは一市だけであり、本町内における民間給与等の状況を把握することは、サンプル数も少なく困難であると考えられる。

大阪府人事委員会は、府内の民間事業所等の規模別の給与実態調査を毎年実施しているので、単に参考にするとか機械的に結論だけを出すのではなく、本来はこれらの調査結果を基に給与改定の作業を行う必要がある。

現実的には、本町において月例給与について新たな給与体系を構築することは、組織体制の問題をはじめ改定作業に専門的な知識が必要なことや相当な作業時間を要することから専門技術

的にも困難であると思われる。

しかし、期末・勤勉手当については、本町と大阪府内の同規模程度の民間事業所とを抽出し比較検討することで独自の改定月数を決定することは可能であると考えられる。

- ・以上が令和2年度の職員決定のあり方に関する基本的な考え方であるが、今日の危機的な財政状況を踏まえて、町として独自の給与抑制策を講ずることを妨げるものではないこと念のため申し添える。

#### 【指摘2】(令和3年度)

- ・本町の危機的な財政状況を鑑み、地域における民間給与実態をよく把握するとともに今日のコロナ禍における社会経済情勢も踏まえつつ、町民や議会のご理解を得るためにも、今までのような国準拠一辺倒による機械的な給与決定のあり方を見直すべきであり、実務的な専門知識のある有識者の参画も得て検討すべきである。

#### ● 定員管理のあり方

- ・定員管理のあり方については、町の将来像を見据えて、上述の「職員給与決定のあり方」の検討と併せて、公共施設再編検討委員会と同じような問題意識で、人口減少に伴う適正な職員数や定員管理のあり方をはじめ、効率的な組織のあり方、頑張った職員が報われる給与制度などについて、有識者からなる検討する組織を設置されたい。

#### ● 職員厚生会補助事業

- ・福利厚生事業については、地方公務員法第42条において、地方公務員の雇用主（任命権者）は、職員の保健、元気回復、その他厚生事業について計画を樹立し、実施しなければならないと定めている。具体的にどのような計画を樹立し、実施するかについては、任命権者の自主的な判断に委ねられているが、本町は、職員で構成する職員厚生会に対して、毎年、約150万円程度の補助金を交付し、福利厚生事業を実施している。令和2年度定期監査から指摘しているが検討が進んでいないようであるので、齟齬が生じないように改めて、詳細に指摘する。

#### 【指摘1】(令和2年度定期監査)

- ・令和2年度定期監査の指摘は、委託料の積算根拠である一人当たりの会費が高いため、他社の福利厚生企業との比較検討を行い、最小の経費で最大の効果が得られるよう、本事業全体の見直しを検討するよう指摘したところである。

#### 【指摘2】(令和3年度定期監査)

- ・「補助金交付申請書」、「補助金の交付決定通知」の提出はあったものの、「補助事業実績報告書」、「補助金の額の確定通知書」等の提出を求めたが提出がなかったため、町補助金交付規則に基づく適正な手続きが行われていないと判断する。
- ・このため、第一に、令和2年度職員厚生会への「補助事業実績報告書」の提出及び「補助金の額の確定通知書」の一連の補助金手続きを早急に取り上げたい。
- ・第二に、令和2年度職員厚生会決算報告書において、補助対象事業のレクリエーション事業が中止になったにもかかわらず、次年度の職員厚生会一般会計に補助金を含めて約118万円が繰り越されている。補助事業が中止となれば補助金の返還義務が生じるため、町長は、町補助金交付規則第16条第2項に基づき、期限を定めて補助金の返還の手続きを早急に取り上げたい。
- ・第三に、レクリエーション事業については、参加率も24%と低いため、若手職員の意見も十分に取り入れて、個人給付事業にならないように注意しながら、個人の意向も尊重して令和の新しい時代にふさわしい元気回復に向けたレクリエーション事業のあり方について早急に検討されたい。
- ・第四に、令和2年度にも指摘したが、他社の福利厚生企業との比較検討を行い、本事業全体の見直しを検討するとともに、少なくとも原契約は今年度内に早急に解約し、町民の理解が得られる制度の再構築に向け検討を進められることを要請する。

- ・大阪府内においても過去に退会給付金の公金投入問題をはじめこれまで職員厚遇批判が起こったが、本町においては危機的な財政状況の中で、貴重な税金を使ってこれまで10年以上にもわたり個人給付事業が続けられてことに対して遺憾に思う。
- ・職員厚生会の補助事業が、従来の慣行で行われて来たこと、町組織内部での相互チェックが不十分であったことなど、組織の内部統制にも問題があると考えます。
- ・任命権者をはじめ職員一人ひとりが“定められたルールを守り、一円たりとも税金を無駄に使わない”という規範意識や倫理観を持ち、最小の経費で最大の効果が得られるよう、責任感を持って最大限努力されたい。

【契約内容等】(令和3年度、定期監査で確認した結果)

- ・契約内容については、福利厚生会社との覚書(平成21年4月1日締結)において、月額会費を1,410円(税込み)と定め、全国の提携施設を一定額の補助を受けて利用できる宿泊補助と、併せて次の個人給付事業をプランとして契約している。(幼稚園・小学校・中学校・高校入学時、在職年数10年・20年・30年の各在職時、及び結婚時に2万円相当の宿泊補助券、又はカタログギフト券を給付)
- ・契約期間については、サービス利用契約書により、平成21年4月1日から1年間とされているが、更新拒絶の意思表示がない場合には、自動更新となる。原契約からこれまで12年間更新され、月額会費1,410円(税込み)も据え置きのまま、内容の変更もなく継続更新している。
- ・令和2年度補助金の計算式は、公費負担率を概ね5割程度を前提に、月額会費等の1/2相当額×12月分×人数分であり、約156万円の申請額として全額交付されている。
- ・監査委員が調査した結果、他の民間福利厚生企業の月額会費は、当該委託先企業の月額単価の1/3~1/4程度の単価で必要な福利厚生サービスを実施している。(B社 月額会費390円(税別)/1人あたり)
- ・令和元年度レクリエーション事業の参加者は、一泊旅行22人、日帰り旅行18人の参加で、参加率は24%であった。(22人+18人=40人÷167人=24%)
- ・公課費として法人税、法人事業税等で約18万円が支出されているが、職員厚生会として何らかの収益事業をしているのか、課税される根拠が不明であるため、これらの内容を明らかにされたい。

● 広報業務の強化(関係課:まちづくり創造課)

- ・役場はいったい何をやっているのですか、というご意見を住民の方からよくお聞きする。結論から言えば、広報誌は届いているが住民に関心のある重要事項について広報が行き届いていないことに尽きるものと思われるが、次の二つの事例を紹介する。
- ・例えば、総合まちづくり審議会においては、議事録や資料はよく整理されていてどのような議論がされているのか分かりやすい。また、審議会会長が議事録を署名しているので、会議の公平性や透明性が図られている。
- ・一方で、公共施設再編検討委員会については、ホームページを見ても、第1回の委員会の議事概要だけで第2回も開催されたかも不明である。専門家のご意見はどうか、どのような議論がなされているか、検討状況は全く不明である。(令和3年11月11日現在)  
町民や公共施設の利用者にとっては、公共施設再編整備の議論は重要であるが、町民には広報されていないのと同じであり、今の広報状況では、町民の理解と協力は進まないと思われる。担当者に問い合わせると、出来る限り早く公開しますとは言うものの、統一されたルールがないため、職員の頑張り次第ということになり、二つの事例を見ても、ばらつきがあり会議の公開に関し統一されていない。
- ・このため、町が主催する外部の有識者を含めた会議、各種審議会をはじめ町民にとって重要な会議などは、議事録は必ず作成すること、資料については個人情報に関わるものは除き全て公開すること、会議後、一定の期間を定め公表時期を統一することなどを基本ルール化した「会議の公開に関する指針」を定められたい。

- 広聴業務の強化（関係課：まちづくり創造課）
  - ・役場に意見や苦情を言っても改善されないという声を耳にする。ホームページの各ページの最後には、「お問合せフォーム」、「アンケート」欄もあり、電話でもご意見等が寄せられているようであるが、意見等の内容によって、担当者レベルで判断して、重要事項等は上層部まで報告されているようである。誰のご意見であろうが、些細な意見や苦情であってもご意見を聴くことは広聴業務の基本である。
  - ・ホームページをリニューアルされる際には、住民ニーズを把握されることを目的に住民の声が町長をはじめ幹部職員、全職員に情報共有されるシステムを構築され、併せて、町民から寄せられた意見を全て公開して「意見の見える化」を検討し、住民ニーズを把握されるとともに広聴業務の強化を図られたい。

## 総務課

（令和3年10月28日）

### 監査事項

1. 防災関連事務について
2. 電子計算処理の企画調整について
3. 防犯、自治会について
4. 法制文書について
5. 情報公開・個人情報保護制度について

### 監査結果

- 地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続き
  - ・国においては、デジタル庁が発足しデジタル化が急速に展開されている。地方公共団体においても優先的にオンライン化を推進すべき手続き（参考②）を示しており、情報収集を図られたい。
- 財務規則の様式集の不存在（関係課：行財政課・出納室）
  - ・財務規則では各条項において様式が定められているが、債権の現在高調書をはじめ様式集（参考③）として例規集には整備されておらず、業務として使用されているかその実態を把握されたい。また、いつ頃から例規集に掲載しないことになったのか、その理由など報告されたい。

## 総務課（消防）

（令和3年10月28日）

### 監査事項

1. 消防事務委託の状況
2. 消防団及び消防関係団体の状況
3. 消防用設備の検査、指導、助言等の執行状況
4. 消防水利の維持管理状況

### ○消防団車両保有台数（令和2年度末現在）

ポンプ車	3台
小型ポンプ付積載車	7台

○消防分団の団員数（令和2年度末現在）

方面隊	分団	団員数
団本部	役員	7名
	機能別団員	20名
第1方面隊	余野	24名
	木代	41名
	川尻	15名
	高山	13名
	小計	120名
第2方面隊	切畑	18名
	野間口	15名
	牧	15名
	寺田	5名
	吉川	23名
	小計	76名
合計		196名

監査結果

● 消防団のあり方検討

- ・ 少子高齢化の進行に伴い、消防団員は、減少が避けられないのが現状であり、新入団員の確保も困難となってきた。新入団員の加入促進の広報活動なども大事ではあるが、今後の10年先、20年先の人口減少を考えて消防団のあり方も検討されたい。

行財政課

（令和3年11月11日）

監査事項

1. 予算配当状況及び財政計画について
2. 予備費の充当、予算流用、配当の状況
3. 公債台帳の整備状況
4. 各種契約事務状況
5. 請負業者の選定及び関係書類の整備
6. 町有財産の維持管理及び関係台帳の整備状況
7. 庁舎の維持管理状況
8. 各種統計調査について
9. 選挙事務について

○経常収支比率（普通会計の状況）

単位：千円、%

区分	2年度 経常経費充当一般財源	2年度		元年度	
		比率	減税値等含まない	比率	減税値等含まない
人件費	1,737,356	36.5	38.3	37.1	39.1
扶助費	156,148	3.3	3.4	3.7	3.9
公債費	596,353	12.5	13.1	12.0	12.6
物件費	707,698	14.9	15.6	16.3	17.2
維持補修費	112,125	2.3	2.5	2.7	2.8
補助費等	676,635	14.2	14.9	15.9	16.8

貸付金	0	0.0	0.0	0.0	0.0
繰出金	767,872	16.1	16.9	16.5	17.3
合計	4,754,187	99.8	104.7	104.2	109.7
経常一般財源総額	4,762,160				

## 監査結果

### ● 住民に分かりやすい行財政改革の進捗状況

- ・「豊能町行財政改革プラン2019」については、令和2年度決算審査意見書においても、収支改善目標額などの数値目標が設定されておらず、行財政改革全体の財政上の効果がどの程度進捗しているか不明であると指摘している。
- ・そもそも進捗状況というのは、物事の進み具合を表す言葉である。
- ・行財政改革プラン2019は、今年度で2年目の中間年にあたるが、例えば、「内部管理経費の節減」の項目では、光熱水費、消耗品費など少額なものでも全職員が節約して継続して取り組むと記載されているが、目標値が示されていないので、職員は戸惑われていると思われる。
- ・全課で統一して予算額の〇%以上の削減目標を指示して、達成のための方法論を各担当課で検討すべきである。その目標値に対して、これまでの削減努力が数値として表すことができれば、後は各課の数値を合計すれば町全体の目標値が定まる。  
「令和2年度消耗品費：削減目標額〇〇千円/削減実績額〇〇千円/進捗率〇〇%」と表記すれば、住民の目から見ても職員の頑張り具合が分かりやすい。単に「各部署において、取組中」と表記されても、具体的に何をどこまで取り組んでいるのか分からない。
- ・毎年1月末現在で公表されている進捗状況を見ると、担当課任せの感があり、「各部署において、検討協議中」では何が進捗しているのか分からない。
- ・「検討中」という表記も多く見受けられるが、検討するのは当然であり、いつまでに何をどのように検討するかを具体的に表記していないで、「検討中」の表記は進捗状況ではない。
- ・以上のように、具体的に進捗状況の表記について示したが、行財政課は行財政改革の全体の取りまとめ役であるので、全課に共通する事項は的確に指示・方針を示し、行財政改革の全体の進捗管理を行い、いわば司令塔の役割を果たしてもらいたい。
- ・数値で示せないものもあるとお聞きするが、最終目標をどこに置くか、どこまで達成すれば、100%なのかをよく検討すれば、数値化はできると思われる。
- ・住民の皆さんに、可能な限り数値化でお示し理解しやすく具体的に分かりやすいように「進捗状況の見える化」を図りたい。

### ● 遊休地の売却

- ・令和2年度の普通財産の売却では、2,711万円（2筆合計で約525平米）の売却収入があった。遊休地の売却にあたっては、売却可能なものから順次売却するとの方針であるが、町が判断して売却予定地の一部を公表するのではなく、購入するかどうかの判断は、町民であり事業者である。

したがって、今後、遊休地の売却にあたっては、売却予定地の規模の大小に関わらず、毎年度、売却可能な土地の一覧表を全て公開され、売却業務を行われたい。

### ● 公園・街路樹・河川・道路等の町有地管理業務（関係課：都市計画課・建設課）

- ・令和2年度普通財産等の維持管理業務（町有地12か所）は、合計約505万円で草刈り業務等を3事業者へ委託しているが、住民との協働やワークシェアリングの観点から、危険が伴う作業は除き、業務の一部については、自治会などを通じて住民のボランティア活動としてお手伝いいただくことを検討されたい。

## 保健福祉部

### 福祉課（福祉相談支援室含む）

（令和3年11月8日）

#### 監査事項

1. 福祉のまちづくり施策について
2. 地域福祉事業について
3. 障害福祉施策について
4. 児童手当等各種給付事務
5. 戦没者遺族等の援護事業

#### 監査結果

##### ● 補助金の適正化

- ・特に指摘事項はないが、豊能町社会福協議会等への補助金については、町補助金交付規則に基づき補助金執行の内容や手続きが進められているかを確認されたい。（【総括・共通事項】の3. 補助金執行の適正化を参照されたい。）

### 保険課

（令和3年11月11日）

#### 監査事項

1. 保険税（料）の賦課、徴収、減免、督促、滞納処分の状況
2. 保険税（料）の過誤納金、精算還付状況及び事務処理状況
3. 療養費等の給付状況
4. 後期高齢者医療関係事務
5. 被保険者の資格取得、資格喪失等の状況
6. 介護保険料の収入状況、介護保険サービスの利用状況

#### ○①保険税の収入状況

（単位：円）

区分・内訳		調定額	収入済額	不能欠損額	収入未済額	収入済率(%)	
						本年度	前年度
一般 被保険者 分	現年分	3,083,000	2,234,400	0	848,600	72.47	90.61
	滞納繰越分	27,011,729	6,408,221	1,595,500	19,008,008	23.72	26.17
	計	30,094,729	8,642,621	1,595,500	19,856,608	28.72	32.54
退職 被保険者 分	現年分	0	0	0	0	—	—
	滞納繰越分	471,181	385,005	0	86,176	81.71	37.25
	計	471,181	385,005	0	86,176	81.71	37.25
合計	現年分	3,083,000	2,234,400	0	848,600	72.47	90.61
	滞納繰越分	27,482,910	6,793,226	1,595,500	19,094,184	24.72	26.37
	計	30,565,910	9,027,626	1,595,500	19,942,784	29.53	32.61

○②保険料の収入状況

(単位：円)

区分・内訳		調定額	収入済額	不能欠損額	収入未済額	収入済率(%)	
						本年度	前年度
一般 被保険者 分	現年分	563,476,800	550,958,300	0	12,518,500	97.78	98.19
	滞納繰越分	10,188,500	5,459,000	0	4,729,500	53.58	-
	計	573,665,300	556,417,300	0	17,248,000	96.99	98.19
退職 被保険者 分	現年分	0	0	0	0	-	100.00
	滞納繰越分	0	0	0	0	-	-
	計	0	0	0	0	-	100.00
合計	現年分	563,476,800	550,958,300	0	12,518,500	97.78	98.19
	滞納繰越分	10,188,500	5,459,000	0	4,729,500	53.58	-
	計	573,665,300	556,417,300	0	17,248,000	96.99	98.19

○③ (①保険税+②保険料)の収入状況

(単位：円)

区分・内訳		調定額	収入済額	不能欠損額	収入未済額	収入済率(%)	
						本年度	前年度
一般 被保険者 分	現年分	566,559,800	553,192,700	0	13,367,100	97.64	98.13
	滞納繰越分	37,200,229	11,867,221	1,595,500	23,737,508	31.90	26.17
	計	603,760,029	565,059,921	1,595,500	37,104,608	93.59	93.43
退職 被保険者 分	現年分	0	0	0	0	-	100.00
	滞納繰越分	471,181	385,005	0	86,176	81.71	37.25
	計	471,181	385,005	0	86,176	81.71	63.78
合計	現年分	566,559,800	553,192,700	0	13,367,100	97.64	98.13
	滞納繰越分	37,671,410	12,252,226	1,595,500	23,823,684	32.52	26.37
	計	604,231,210	565,444,926	1,595,500	37,190,784	93.58	93.37

○国保の状況 (令和2年度末現在)

被保険者数 5,048人 (前年比 ▲39人)  
 資格取得 709人 (前年比 ▲75人)  
 資格喪失 748人 (前年比 ▲203人)

○保険給付費の給付状況

	2年度		元年度	
	件数	給付額(千円)	件数	給付額(千円)
医療給付	91,978	1,621,614	105,288	1,697,366
高額療養費	4,158	228,999	4,095	226,686
出産一時金	2	824	2	840
葬祭費	30	1,500	38	1,900
計	96,168	1,852,937	109,423	1,926,792

## ○介護保険料の収入状況

(単位：円)

内訳		区分	調定額	収入済額	不納欠損額	未収額	収入済率 (%)	
							本年度	前年度
特別徴収	現年度分		561,815,391	562,296,796	0	▲481,405	100.09	100.08
	滞納繰越分		0	0	0	0	-	-
	計		561,815,391	562,296,796	0	▲481,405	100.09	100.08
普通徴収	現年度分		42,753,015	40,775,118	0	1,977,897	95.37	94.27
	滞納繰越分		5,309,797	1,070,690	1,064,590	3,174,517	20.16	12.05
	計		48,062,812	41,845,808	1,064,590	5,152,414	87.06	85.75
合計	現年度分		604,568,406	603,071,914	0	1,496,492	99.75	99.68
	滞納繰越分		5,309,797	1,070,690	1,064,590	3,174,517	20.16	12.05
	計		609,878,203	604,142,604	1,064,590	4,671,009	99.06	98.99

## ○不納欠損処理状況

平成30年度	85件	457,001円
平成27～29年度	115件	607,589円
計	200件	1,064,590円

## ○要介護（支援）認定者数の推移

(単位：人)

	2年度	元年度	30年度	29年度	28年度
要支援1	302	340	301	303	322
要支援2	210	193	197	166	183
要介護1	354	281	278	244	217
要介護2	212	205	191	192	192
要介護3	121	138	137	141	134
要介護4	158	153	146	118	124
要介護5	100	131	124	133	136
合計	1,457	1,441	1,374	1,297	1,308

## ○保険給付の状況

(単位：千円)

	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
介護サービス諸費	1,694,370	1,634,231	1,510,065	1,452,381	1,390,052
介護予防サービス諸費	40,349	32,905	32,465	71,246	99,358
合計	1,734,719	1,667,136	1,542,530	1,523,627	1,489,410

## ○在宅サービス・施設サービスの保険給付の状況

(単位：千円)

	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
在宅サービス	1,213,446	1,165,433	1,097,372	1,094,133	1,072,763
施設サービス	521,272	501,703	445,157	429,517	416,647
合計	1,734,719	1,667,136	1,542,530	1,523,650	1,489,410

## 監査結果

## ● 保険料等の公平性の確保

- 保険料等の不納欠損処理に至るまでの交渉経過については、細かく経過を記録し、交渉されていることを確認した。文書催告で応じる滞納者はよいが、文書催告は時効中断の法的な効果はないので、徴収権が消滅するまでに悪質な滞納者を見逃さないように早期に財産調査などの対応を行われたい。引き続き、保険料等の公平性が確保されるよう努力を行われたい。

## 国保診療所

(令和3年11月11日)

### 監査事項

1. 医薬品等貯蔵品の出納保管状況及び関係事務
2. 医療費の収入状況
3. 未収金の収入状況
4. 受診患者数の状況
5. 施設の維持管理状況

### ○診療状況

(単位：人/千円)

診療区分	令和2年度		令和元年度		平成30年度	
	受診患者数	診療収入	受診患者数	診療収入	受診患者数	診療収入
内科診療	1,191	15,032	1,496	17,608	1,687	17,317
歯科診療	2,543	17,317	2,387	14,602	2,517	15,054
合計	3,734	32,349	3,883	32,210	4,204	32,371

### 監査結果

- 特に指摘すべき事項はない。

## 健康増進課

(令和3年10月28日)

### 監査事項

1. 保健福祉の総合施策の企画、調整、推進事務について
2. 各種予防接種、検診、防疫の実施状況
3. 各種健康管理に関する事業の実施状況
4. 高齢者福祉施策の実施状況
5. デイサービス事業、介護予防事業について
6. 施設及び諸設備の維持管理状況
7. 施設の利用及び運用状況

### 監査結果

- 特に指摘すべき事項はない。

# 住民部

## 税務課

(令和3年11月8日)

### 監査事項

1. 町税の賦課、徴収、滞納整理事務及び不納欠損処分事務
2. 町民税等の税の減免事務
3. 納税の普及宣伝事務
4. 諸税の調定事務
5. 諸税の過誤納金の還付及び充当事務

### ○町税収入状況

(単位:円)

科目	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額(件/円)		収入済率 (%)
町民税	1,089,212,704	1,063,396,710	5,028,684	444	20,787,310	97.63
(個人)	1,045,918,404	1,025,307,610	219,284	436	20,391,510	98.03
(法人)	43,294,300	38,089,100	4,809,400	8	395,800	87.98
固定資産税	650,754,626	631,524,265	458,900	390	18,771,461	97.04
軽自動車税	40,042,800	38,554,900	4,000	243	1,483,900	96.28
(種別割)	38,815,500	37,327,600	4,000	338	1,483,900	96.17
(環境性能割)	1,227,300	1,227,300	—	—	—	100.00
町たばこ税	45,824,934	45,824,934	—	—	—	100.00
現年課税分	1,780,586,334	1,767,664,782	—	453	12,921,552	99.27
滞納繰越分	45,248,730	11,636,027	5,491,584	624	28,121,119	25.72
合計	1,825,835,064	1,779,300,809	5,491,584	1,077	41,042,671	97.45

### ○滞納整理状況

徴収猶予	0件	0円	(前年比	—)
執行停止	0件	0円	(前年比	—)
差押	81件	5,107,264円	(前年比	116.8%)
参加差押	15件	2,877,706円	(前年比	96.8%)
交付要求	7件	314,386円	(前年比	192.7%)
換価の猶予	0件	0円	(前年比	—)

### 監査結果 (関係課:まちづくり創造課)

#### ● 個人町民税・府民税の課税誤り

- ・令和2年度の個人町民税・府民税の課税において、969人分の課税システムの移行漏れがあり、一部の町民の住民税額に誤りがあることが判明し、町は令和3年7月15日報道発表をした。詳細は、報道資料(参考④)のとおりである。
- ・問題点は、誤りが判明したのは町民からの通報であり、内部のチェック体制が甘かったことによるもので、納税者の信頼回復に向け確実に再発防止策を実行されたい。
- ・もう一つの問題点は、報道発表資料の取扱いであるが、この発表資料が1ヶ月で削除されていたことである。ホームページを管理する担当課にもホームページの掲載等の管理のルール化を検討されたいと指摘している。(再掲)

#### ● 税の公平性の確保

- ・町民税の不納欠損処分の決議書を確認した。特に、法人町民税の滞納額は大きいので、滞納が判明すれば早期に財産調査などに取り掛かり、徴収権消滅までに悪質な納税者を見逃さないよ

う、税の公平性が確保されるよう努力を行われたい。

## 住民人権課

(令和3年11月11日)

### 監査事項

1. 住民基本台帳、印鑑台帳、戸籍簿の整備状況
2. 各種手数料の収納状況及び関係事務の整備状況
3. 窓口事務状況
4. 人権啓発事業について
5. 女性施策について
6. 消費生活相談業務について

### 監査結果

- 事業の目指す到達点
  - ・シティプロモーション推進事業や、女性活躍人材事業は、国の地方創生事業の取り組みとして3年間実施されてきた。地域でのファシリテータの育成の支援など一定の効果があったと思われるが、今後の展望として、どこまで応援いただければ自立的な展開が図れるのか、これら事業の到達点をお示しされたい。

## ふれあい文化センター

(令和3年11月11日)

### 監査事項

1. 各種講座、教室の開催状況
2. 施設の利用状況
3. 施設の管理状況

### 監査結果

- 特に指摘すべき事項はない。

## 環境課

(令和3年10月28日)

### 監査事項

1. 一般廃棄物及びし尿等の収集、運搬状況
2. 公害、苦情等の処理状況
3. ごみ減量化事業等の進捗状況
4. 各種手数料の収納状況
5. 飼犬登録及び狂犬病予防の状況

### ○一般廃棄物量

種 類	令和2年度 (t)	令和元年度 (t)	対前年比 (%)
可燃ごみ	4,086	4,230	▲3.4
粗大ごみ	212	209	1.4
不燃ごみ	213	204	4.4
ビン類	124	126	▲1.6
カン類	52	49	6.1

資源紙類等	新聞	150	187	▲19.8
	雑誌	120	133	▲9.8
	ダンボール	76	77	▲1.3
	古布	38	42	▲9.5
	その他紙類	12	15	▲20.0
	紙パック	5	4	25.0
容器包装プラスチック類		197	191	3.1
ペットボトル類		36	36	0.0
植木剪定くず		93	111	▲16.2
食用廃油		3	2	50.0
小型家電		1	1	0.0
合計		5,418	5,617	▲3.5

○再生資源集団回収量

種 類	令和2年度 (t)	令和元年度 (t)	対前年比 (%)
新聞	294	342	▲14.0
雑誌	142	135	5.2
ダンボール	116	108	7.4
古布	45	55	▲18.2
その他	0	0	-
合計	597	640	▲6.7

○特定家庭用機器収集運搬状況

(単位：台/円)

区 分		令和元年度		平成30年度	
		台数	金額	台数	金額
テレビ	25型未満	0	0	0	0
	25型以上	1	4,400	0	0
エアコン		0	0	0	0
冷蔵・冷凍庫	250L未満	1	3,780	0	0
	250L以上	0	0	0	0
洗濯機		0	0	0	0
合計		2	8,180	0	0

監査結果（関係課：秘書人事課）

● ごみ減量化の目標設定値

・家庭系ごみと事業系ごみの平成18年度から10年間の減少率を見ると次表のとおりである。

項目 \ 減少率	H18 (A)	H27 (B)	減少量 (A) - (B) = (C)	減少率 (B) / (A) = (D)
ごみ排出量(※)	7,355 t	5,894 t	1,401 t	▲19.9%
総排出ごみ量	8,351 t	6,716 t	1,635 t	▲19.6%
ごみ排出量(※)を家庭系・事業系に区別した場合				
家庭系ごみ	6,315 t	4,974 t	1,341 t	▲21.2%
事業系ごみ	1,040 t	920 t	120 t	▲11.5%

(第2次豊能町ごみ処理基本計画(平成29年3月策定)参照)

- ・ごみ排出量、総排出ごみ量の減少率は、10年間の推移を見ると約20%である。ごみ排出量の家庭系ごみと事業系ごみの減少率は、家庭系が21.2%、事業系が11.5%であり、事業系ごみ量の減少率は家庭系ごみの減少率の約半分程度である。
  - ・平成29年度を例にすれば、減量目標値は776グラムで、平成29年度の実際の1人1日あたりのごみ排出量は、家庭系と事業系のごみ排出量の合計量の5,779トンを基礎数値として、3月末人口、日数で除して、796グラムと算出している。目標数値に20グラム達成出来ていないので、結果として、目標達成は「×」でした、来年度も頑張りましょうと言われても住民感覚からすれば理解しづらいと思われる。
  - ・ごみ減量化の目標値は、家庭系と事業系のごみ排出量の合計値を母数としているが、上表に記載のように事業系ごみの10年間の減少率が約1割程度であり、家庭系ごみの約半分程度の減少率である。したがって、今後、減量目標値の設定にあたっては、平成28年度以降のデータの推移も分析され、事業系ごみの減少に向けた減量化施策の重点化と、ごみ排出量の目標設定値を家庭系ごみと分けて設定すべきと考える。
- なお、住民や事業者の皆様には、ごみの減量化及び資源化に向けて、これまででもご努力をいただいているが、引き続き、さらなるご協力をお願いいたします。

● ごみの収集運搬方法

【豊能町におけるごみの収集運搬方法（平成28年度）】

区別		収集回数	排出形態	収集方法	
家庭系ごみ	資源	紙類等	月1回	戸別 ステーション	委託
		空きビン	月1回		委託
		空きカン	月1回		委託
		ペットボトル	月4回		委託
		容器包装プラスチック類	月4回		委託
		植木剪定くず	月1回		直営
	ごみ	食用廃油	平日 9～17時	拠点回収	
		可燃ごみ	週2回	戸別 ステーション	直営
		不燃ごみ	月1回		委託
		有害ごみ	月1回		委託
粗大ごみ	予約制		直営		
事業系ごみ		随時	—	許可業者又は直接搬入	

(第2次豊能町ごみ処理基本計画（平成29年3月策定）を参照)

- ・現在の家庭系ごみの収集運搬方法については、可燃ごみ類等を職員により収集運搬する直営方式とカン・ビン類等を民間事業者が収集運搬する委託方式によるものがあるが、可燃ごみ類等の直営方式には、技能労務職の高齢化とともに直営方式の収集体制には限界が来つつある。
- ・このことは、第2次豊能町ごみ処理基本計画（平成29年3月策定）の課題整理においても、本町の財政状況やごみ量など様々な状況を踏まえ、より効率的な収集運搬に向け、将来的に民間委託を検討する必要があると報告されている。
- ・ごみ収集運搬方法を一斉に民間委託方式に切り替えることは、現実的に難しいと思われるため、職員の退職動向も踏まえながら現時点から目標年次を定め、民間委託方式へシフトできるように計画的、段階的に準備を検討されたい。
- ・なお、非常災害時における収集運搬方法については、本町が被災地となった場合を想定して全ての行政分野で総合的に検討すべき課題である。

● 技能労務職の時間外勤務手当

- ・令和2年度の技能労務職（清掃業務）の時間外勤務手当については、約340万円（1,107時間）を休日勤務手当ではなく時間外手当として支給している。
- ・休日に勤務を命ぜられた職員に対しては、給与条例（※1）により休日勤務手当の支給規定はあるものの、一般行政職については、代休に振り替えているのが現状である。（※2）
- ・このため、一般行政職と技能労務職との手当支給の公平性の観点、及び現在の財政状況を鑑み

れば、是正するにあたっては、時間外勤務手当を休日勤務手当に変更して支給するのではなく、職員の勤務時間条例第9条ただし書き規定（※3）を適用し、一般行政職と同様に年間の代休日をあらかじめ指定することを検討されたい。

- ・例えば、令和3年度の国民の祝日に関する法律（※4）に基づく休日は16日と定められている。この休日にごみ収集日が重なる日数は年間15日であるので、代休日を指定することは十分可能である。

（※1） 一般職の職員の給与に関する条例第18条

（※2） 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第10条

（※3） 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第9条（ただし書き）

公務運営上の事情により、特別の形態によって勤務する必要がある職員については、任命権者がこれを定めることができる。

（※4） 国民の祝日に関する法律

## 都市建設部

### 建設課

（令和3年11月8日）

#### 監査事項

1. 道路、橋梁台帳の整備状況
2. 諸工事の進捗状況
3. 災害復旧について
4. 公園・緑地について
5. 橋梁の点検について
6. 地籍調査について

#### 監査結果

##### ● 国道423号線のインフラ整備

- ・令和2年度においても指摘したが、町内金石橋から箕面市中止々呂美区間の全面的な拡幅について、要望活動はされているようであるが、何が問題で進まないのか進捗状況も含めて、今後の対応方策を具体的に示されたい。

##### ● 地籍調査の効果

- ・地籍調査の効果として、豊能町は「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されていて、大規模災害時に大きな被害が発生する可能性があり、災害復旧の迅速化などの効果がある。
- ・特に、事業工程の中で、相続登記未了土地等の登記簿には記載されていない真の所有者を特定することから、死亡者課税等による「税の徴収漏れ」や実態にあった新地籍で課税するため固定資産税の公平性にも資することができると示されている。
- ・地籍調査の結果のデータは、これらの税の徴収漏れの防止のために税務課へ情報共有されたい。

##### ● 公園・街路樹・河川・道路等の町有地管理業務（関係課：行財政課・都市計画課）

- ・これまで公園や街路樹等の清掃業務は、町内最大の事業所である役場が発注して、業者へ委託しているが、住民との協働やワークシェアリングの観点から、危険が伴う作業は除き、公園清掃など業務の一部については、自治会などを通じて住民のボランティア活動としてお手伝いいただくことを検討されたい。（再掲）
- ・清掃等を業として行われている団体は除き、住民のボランティア活動、高齢者の生きがいがづくり、地域への貢献といった趣旨である。あくまで、自治会などの組織を通じて行うもので、府内の最低賃金程度の協力金は必要と考えるが、業者へ発注するよりも安い経費で清掃業務等が出来て、経費節減の効果もあるので、是非検討されたい。（再掲）

## 監査事項

1. 建築、開発に関する事務
2. 町営住宅等の各種使用料、手数料の徴収事務
3. 公園台帳の整備状況
4. 公園緑地及び河川の維持管理状況
5. 河川の維持管理状況
6. 公共下水道事業及び関係工事の進捗状況
7. 下水道台帳について
8. 下水道料金徴収状況
9. 施設及び諸設備の維持管理状況

## ○下水道使用料の徴収状況（令和2年度末）

（単位：円）

区分	調定額	徴収額	不納欠損額	収入未済額	徴収率
現年分	263,377,129	262,266,773	0	1,110,356	99.6%
滞納繰越分	17,461,174	17,078,811	0	382,263	97.8%
合計	280,838,303	279,345,584	0	1,492,719	99.5%

## 監査結果

## ● 光風台6丁目緑地災害復旧工事

- ・令和2年7月8日の集中豪雨により光風台6丁目地内の緑地の擁壁・法面が崩落し、土砂が前面の町道を塞ぐとともに、住宅まで被害が及んだ。災害復旧工事を一部進めているものの、現在なお、仮復旧中という状態にある。災害発生から1年以上の期間が経過しているが、未だ本復旧に向けて国、大阪府と協議中とのことである。
- ・住民の生命・財産を守るのが行政の責務であるとの認識のもと、一日も早く近隣住民の不安感を解消するためにも、関係各方面との協議や設計施工業者への指導など全庁上げて全力で取り組み、本復旧工事を早期に完了させられたい。

## ● 下水道ストックマネジメント実施方針

- ・令和元年6月に下水道ストックマネジメント実施方針を策定され、この実施方針に基づき、管路施設及びポンプ場施設の点検調査や改築設計工事を確実に実施されたい。
- ・「社会資本整備総合交付金の交付にあたっての要件について」は、令和2年3月31日付け国土交通省下水道事業課からの通知（参考⑤）が発出されている。交付要件としては、人口3万人未満の市町村については、令和6年度以降の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行していることや、使用料改定の必要性の検討の要件化としている。
- ・特に、令和6年度以降の公営企業会計への移行にあたって、担当職員が専門的な会計知識の取得や会計処理に精通していなければ実現できないので、今後、早急に人材の育成を図られたい。
- ・また、総務省は公営企業会計の適用について、所要経費に対する地方財政措置の拡充や公営企業経営アドバイザー派遣事業等の支援措置など（参考⑥）を講じているので、公営企業会計の適用など社会資本整備総合交付金等の要件化に遺漏のないよう準備を進められたい。

（参考⑤） 令和2年3月31日 国土交通省下水道事業課通知内容（国水下水第56号）

（参考⑥） 総務省参考資料

## ● 公園・街路樹・河川・道路等の町有地管理業務（関係課：行財政課・建設課）

- ・これまで公園や街路樹等の清掃業務は、町内最大の事業所である役場が発注して、業者へ委託

しているが、住民との協働やワークシェアリングの観点から、危険が伴う作業は除き、公園清掃など業務の一部については、自治会などを通じて住民のボランティア活動としてお手伝いいただくことを検討されたい。(再掲)

- ・清掃等を業として行われている団体は除き、住民のボランティア活動、高齢者の生きがいづくり、地域への貢献といった趣旨である。あくまで、自治会などの組織を通じて行うもので、府内の最低賃金程度の協力金は必要と考えるが、業者へ発注するよりも安い経費で清掃業務等が出来て、経費節減の効果もあるので、是非検討されたい。(再掲)

## 農林商工課

(令和3年11月8日)

### 監査事項

1. 各種農業団体等に対する補助金の執行状況
2. 農林業振興に関する施策の実施状況
3. 森林整備事業について
4. 病虫害及び有害鳥獣の駆除について
5. 商工業、観光事業の振興について
6. とよのまつりの企画調整について
7. 雇用・就労相談の状況

### 監査結果

- 特に指摘すべき事項はない。

## こども未来部

## 教育総務課

(令和3年11月4日)

### 監査事項

1. 教育行政の企画及び総合調整について
2. 各学校園所における工事实施状況
3. 各施設の施設台帳の整備及び維持管理事務
4. 各種負担金の状況
5. 学校、園の就学、退学、転学等関係事務
6. 奨学金及び教育扶助事務
7. 給食調理業務の委託及び給食費の出納事務
8. 留守家庭児童育成室の管理運営状況

### 監査結果

- 豊能町学校給食会補助金
  - ・豊能町学校給食会は、豊能町立小学校及び幼稚園で実施される学校・幼稚園給食事業の充実発展など目的として、小学校、幼稚園、教育委員会及びのPTA関係者をもって昭和53年7月に設立された団体である。
  - ・豊能町学校給食会補助金は、令和2年7月6日付け教育長名で交付決定額は62,000円で補助事業者(学校給食会)に通知されている。
  - ・補助事業者からの会計報告では、前年度繰越金16,392円、町補助金62,000円で収入合計が78,392円であった。事業費等の決算見込額として60,654円であり、差引残高が17,738円となっており、この差引残高全額を次年度へ繰越すると明記されている。
  - ・補助事業が完了した時は、補助事業者は町補助金交付規則第12条に基づき実績報告を行い、教育長は実績報告書が適合と認めたときは、同交付規則第13条に基づき交付すべき補助金の額の確定を行い、補助事業者に通知することになっている。
  - ・なお、補助金の額の確定通知は交付されていなかったため、町補助金交付規則に従って適正に手続きを進められたい。

- ・そもそも補助金交付は、年度ごとに補助金額を決定し確定するものであるので、補助金以外の収入がある場合を除き、基本的に次年度への繰り越しは生じないものである。  
本件のように、前年度繰越金を除き、収入の全額が町補助金であるので、金額の多寡にかかわらず補助金の返還が生じる。
- ・このため、前年度繰越金の内容(補助金以外の収入の有無)を精査されるとともに、町補助金交付規則の手続きに従い補助金の返還の手続きを適正に措置されたい。  
これらのことは、補助金制度の全体に共通する事項でもあるので、総括共通事項でも改めて指摘する。

## ひかり幼稚園 吉川保育所 ふたば園

### 監査事項

1. 施設及び諸設備の維持管理状況
2. 保育料の調定、収納関係事務
3. 保育カリキュラムについて

### 監査結果

- 特に指摘すべき事項はない。

## 吉川小学校 東ときわ台小学校 東能勢小学校 光風台小学校 吉川中学校 東能勢中学校

### 監査結果

- 特に指摘すべき事項はない。

## 義務教育課

(令和3年11月4日)

### 監査事項

1. 各種教育研究に関する事務
2. 教職員の研修関係事務
3. 地域人権教育について
4. 支援教育について
5. 各種団体に対する補助金の執行状況

### 監査結果

- 学校内の相談機能の強化
  - ・小中一貫校の準備が進められているが、令和4年度から小学校5年生、6年生が中学生と同じ校舎で学ぶことになるが、学校、教育委員会など大人たちが決められたルールに小学生たちは戸惑いや不安感もあるのでないかと思われるので、子どもたちの内面的な心情にも十分に配慮されよう学校内の相談機能を強化されたい。

## こども育成課

(令和3年11月4日)

### 監査事項

1. 児童福祉施策の企画調整について
2. 地域子育て支援センターの運営について
3. 子育て世代包括支援センターについて
4. 子育て支援環境の充実事業について
5. 幼稚園児数及び保育料の徴収状況
6. 保育所入所定数及び措置児童数並びに保育料の徴収状況
7. 入園所の事務

### 監査結果

- 幼児教育・保育の無償化
  - ・幼児教育・保育の無償化については、国制度においては、令和元年10月から3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子どもたちの利用料が無償化されている。0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもも対象となっている。本町における0歳から5歳までの過去3か年の児童数及び保育料は、次表のとおりである。

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
児童数	156人	153人	150人
3歳～5歳	91人	86人	86人
0歳～2歳	65人	67人	64人
保育料	15,686千円	27,792千円	39,730千円
3歳～5歳	0円	16,368千円	15,740千円
0歳～2歳	15,686千円	11,424千円	23,990千円

(※保育料、児童数は、ふたば園と吉川保育所の合計数値)

- ・先進的に取り組みを進めている市町村においては、国制度と併せて、0歳～2歳の無償化を進めている。本町においては、令和2年度現在65人の幼児を保育しており、無償化の取り組みをさらに進めるためには、15,686千円の財源の確保が必要となる。危機的な財政状況のもとではあるが、行財政改革を徹底して子育て世代への応援のため、財源を確保して実現を図りたい。

【総括・共通事項】でも意見を述べるが、0歳から5歳までの完全無償化実施については、国制度の拡充を要望されるとともに、今後の本町のまちづくりにも波及効果が大きいものと考えられるので、最重点施策として優先的に取り組まれない。

## 生涯学習課

(令和3年11月4日)

### 西公民館

### 中央公民館

### ユーベルホール

### 監査事項

1. 各種団体の育成及び補助関係事務
2. 文化活動及び文化財に関する事務
3. 公民館等の各施設の運営及び維持管理事務
4. 社会教育及び社会体育行事及び活動関係事務
5. 各施設の利用状況について

### 監査結果 (関係課：まちづくり創造課)

- ユーベルホールの運営
  - ・ユーベルホールの運営に関しては、平成28年度から令和2年度までの定期監査(参考⑦)に

において、様々な観点から指摘をしてきたところである。特に、地方自治法（※1）に基づく指定管理者制度の導入や生涯学習施設全体のスケールメリットが働くような一括した指定管理制度の検討をはじめ、町全体の公共施設の在り方の検討についても、定期監査において指摘してきたところである。

- ・また、ユーベルホールに関係する本町の社会教育委員会や文化ホール運営協議会においても議論されているが、その結果がどのように反映されているのか不明である。
- ・本年6月に設置された公共施設再編検討委員会においては、人口減少や財政規模に応じた施設規模の適正化、施設の統廃合などについて、2年間にわたって慎重に検討され、本年12月には中間報告として公共施設の管理の基本方針（案）が示される予定であるが、これまで、同委員会は5回開催され第1回だけ会議概要は公開されているが、以降は公開されていないため学識経験者のご意見も不明である。
- ・町民をはじめ施設利用関係者、本町関係機関の理解と協力は得るためには、適宜、適切に必要な情報を公開されるべきである。

これまでの会議概要や議事録等を早急に公開されるとともに、本町関係機関への説明は、町のしかるべき責任者がしっかりと説明責任を果たされたい。

(参考⑦) ユーベルホールの定期監査の経過

(※1) 地方自治法第244条の2第3項

普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる

## 図書館

(令和3年11月4日)

### 監査事項

1. 図書館資料の収集、整理及び保存状況
2. 各種講座等の実施状況
3. 貸出事務状況

### ○図書等貸出冊数

令和2年度			令和元年度		
開館日数	貸出冊数	貸出人数	開館日数	貸出冊数	貸出人数
240日	148,656冊	46,098人	252日	183,107冊	60,113人

※ 開館日数は本館のみの数。貸出冊数及び貸出人数は中央公民館図書室分を含む。

### 監査結果

- 図書館相互利用協定
  - ・北摂7市3町で図書館の広域利用を実施しているが、加えて、本町と箕面市間において、「箕面市・豊能町図書館相互利用（施行）に関する協定書」を本年3月に締結されて、令和4年4月の本格実施に向けて検討が進んでいる。
  - ・箕面市との協定に関しては、箕面市北部地域には図書館がないため、箕面森町の住民の町立図書館の利用のメリットはあるが、本町の住民が箕面市の図書館まで出向くメリットは、移動時間、費用面を考慮すると、余りないように思われる。
  - ・本協定書締結までには、相互利用が対等な立場で、本町としてのメリットが活かされ箕面市電子図書の利用が可能となるように協議検討を進められたい。

## 【総括・共通事項】～子育て世代への応援と定住化の促進～

1. 「子育て世代への応援」（関係課：まちづくり推進課・子ども育成課・全担当課）
  - ・ 幼児教育・保育の無償化については、0歳から5歳までの完全無償化に向けて、国制度の拡充を求めるだけでなく0歳から2歳の無償化実施には、約1,500万円の財源の確保が必要であり、最重点施策として優先的に取り組まれないと担当課に指摘したところである。
  - ・ このことは、単に子育て世代の負担軽減を図るというだけでなく、地域の将来、本町のまちづくりにも大きく関わるものであり、子育て世代への投資は“未来への投資”でもあり、将来へのまちづくりの布石として、波及効果が少しずつ期待できるものと考えます。
  - ・ 子どもたちの年齢に関わらず、安心して子どもを育て、また預けられるという条件を整えることで、女性や保護者の活躍の場が広がり子育てしやすい「緑豊かな環境で子育てが実感できる街」として期待できることにある。
  - ・ さらに、北大阪急行延伸に伴い、大阪市内まで1時間圏内となり、地域公共交通機関とさらなる連携を図り、交通至便で子育てが実感できる街として、併せて子育て世代の定住化にも期待できることにある。
  - ・ 現実的には、危機的な財政状況のもとで財源確保の課題もあるが、「緑豊かな環境で子育てが実感できる街」を共通施策として、一担当課だけでなく全庁一丸となって子育て世代を応援するとの共通認識のもとで、行財政改革を徹底し財源を捻出され「子育て世代への応援」の具現化を図りたい。

（子ども育成課：幼児教育・保育の無償化を参照）
2. 地域公共交通計画の策定
  - ・ 地域での人口減少の本格化に伴い、バスをはじめとする公共交通サービスの需要の縮小、経営の悪化、運転者不足の深刻化などにより地域の公共交通の維持・確保が厳しくなっている。
  - ・ このような状況を踏まえ「地域が自らデザインする地域の交通」「地域の移動ニーズにきめ細かく対応できるメニューの充実」を柱として、地域交通に関するマスタープランとなる「地域公共交通計画」を策定することが、「活性化再生法」において地方公共団体に義務付けられている。（※1）
  - ・ 本町においては、「豊能町地域公共交通会議」が設置されおり、平成26年4月に「豊能町地域公共交通基本構想」が策定された。これまでの検討状況は、バス路線の運賃やタクシー料金の改定が議論されているが、「活性化再生法」に基づく「地域公共交通計画」は、住民に身近な地域交通の具体的なメニューを検討するものであり、まちづくりのバックグラウンドともなるマスタープランでもあるので、住民とも協議し早期に策定されたい。
  - ・ 能勢町では、令和4年度の新たな交通システムの実証運行に向けて、地域公共交通計画の策定に向けた具体的な協議が進んでいる。
  - ・ 北大阪急行の延伸に伴い、箕面萱野駅の開業目標が2023年度とされている。これまで議論されてきた箕面森町線の延長については、豊能町西地区からの箕面森町経由、箕面萱野駅への路線、さらには、箕面萱野駅への直行便が不可欠である。
  - ・ ときわ台駅には町内唯一の駅前商店街があり、行列のできるパン屋さん、新鮮な野菜が買えるお店も出店し、少しずつ活気が出てきている。ときわ台駅が鉄道とバス路線との交通の結節点として、バス路線の整備が単に交通の利便性だけでなく、人々の往来が増え賑わいづくりから地域の活性化へと期待されているところである。
  - ・ 箕面森町線延伸の発着点がときわ台駅か光風台駅かで議論されているようだが、未だに結論が出ないのは何が課題であるのか、論点を明確にされたい。また、ときわ台駅前のバスロータリーや駐輪場の整備に約6,800万円を費やした整備目的は何か明確にされたい。
  - ・ 「子育て世代への応援」～「定住化への促進」へと、未来に向けた大きな流れとするためには交通網の整備が不可欠で、箕面萱野駅から豊能町に繋ぐことがまちづくりの重要な架け橋であり、本町の命運がかかっていると言っても過言ではない。  
今後、本町の輝く未来に向けたバス路線の実現に向けて、豊能町地域公共交通会議の皆様をはじめ

め、町関係者、関係各位のご尽力をよろしくお願いいたします。

(※1) 地域公共交通活性化再生法の改正について(令和2年8月18日 国土交通省)  
[honsyouhappyousiryuu.pdf \(mlit.go.jp\)](https://www.mlit.go.jp/honsyouhappyousiryuu.pdf)

### 3. 補助金執行の適正化

- ・令和2年度定期監査前に、令和元年度補助金の100万円以上の補助金を35件抽出して、町補助金交付規則(以下、「交付規則」という。)に基づき形式的要件が具備されているかを中心に確認した結果、1件を除き概ね、適正に執行されていた。
- ・交付規則に基づく補助金執行の手続きは概ね次のとおりであるので、改めて確認されたい。

#### 町補助金交付規則に基づく補助金執行の手続き(概要)

- ① 補助事業者 **補助金交付申請書** ⇒ 町長宛提出(交付規則第4条)  
(教育長)
- ② 担当課 (補助事業の目的・内容が適正か、金額の算定に誤りがないか審査)
- ③ 担当課 **補助金の交付決定** ⇒ 町長名で通知(交付規則第5条第7条)  
(教育長)
- ④ 補助事業者 **補助事業実績報告書** ⇒ 町長宛提出(交付規則第12条)  
(教育長)
- ⑤ 担当課 (補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうか調査し適合すると認めるとき)  
**補助金の額の確定** ⇒ 補助事業者へ通知(交付規則第13条)
- ⑥ 担当課 (補助金の確定額が既に交付した額を超えているとき)  
(期限を定めて)  
町長名 **補助金の返還命令** ⇒ 補助事業者宛(交付規則第16条第2項)  
(教育長)

#### 【具体的な事例】

- ・令和2年度の補助事業の執行にあたっては、コロナ禍の影響もあり、①の補助金交付申請時に当初計画していた補助事業が止む無く中止になり補助金の返還の事例があった。
- ・この場合の適正な手続きは、④の補助事業実績報告書において、補助事業が中止となった内容や補助事業額を確認して、⑤で補助金の額の確定を通知する。

#### 「補助金の返還が生じるケース」

- ・例えば、イベント開催5回分が補助対象として100万円(20万円×5回)の補助金の交付の決定を行い、1回だけ開催できて残り4回分が中止となった場合。
- ・既に100万円の補助金交付があった場合  
④の補助事業実績報告書で事業の内容や1回分の補助対象経費の20万円を領収書等で審査確認する。  
⑤において20万円の補助金の額の確定通知を行う。  
⑥において80万円の返還命令を行う。

#### 【定期監査で判明した事例】

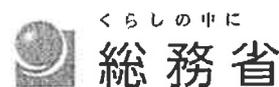
- ① 補助事業が実施できず、補助事業者が、収支決算書とともに補助金の返還に関する申出書を自主的に提出した事例である。  
手続きとしては、「補助金実績報告書」の審査や「補助金の額の確定通知」の手続きを確実に行われたい。

- ② 法律に基づく公的な団体で、収入の約7割が大阪府、町の補助金で賄われ、新型コロナウイルスの影響で公的な活動が制限され、町の補助金の約6割相当額が決算報告で次年度に繰り越されている事例である。  
「補助金実績報告書」の審査や「補助金の額の確定通知」の手続きを確実に行われたい。
- ③ 町職員福利厚生補助事業であるが、町補助金と会費との支出が概ね5割相当額であるが、新型コロナウイルスの影響で補助事業が中止となり、決算報告書では町補助金を含む決算剰余金全額を次年度へ繰り越した。  
「交付決定額」の通知、「補助金実績報告書」の審査、「補助金の額の確定通知」の手続きを確実に行われたい。  
また、収入の全額が会費で賄われているのであれば、収支決算残高を全額繰り越すのは問題ないが、5割相当の税金が投入されているのであるから、5割相当額の補助金の返還が生じる。

以上

# 參考資料

報道資料



MIC Ministry of Internal Affairs  
and Communications

令和2年11月6日

### 地方公務員の給与改定等に関する取扱いについての総務副大臣通知

本日の閣議において、公務員の給与改定に関する取扱いが決定されました。この決定を受け、地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて、地方公共団体に対して11月6日付けで別添のとおり通知しましたのでお知らせいたします。

(問い合わせ先)

自治行政局公務員部

給与能率推進室

担当：岩田課長補佐、橘高係長

電話：03-5253-5549 (直通)

FAX：03-5253-5553

総行給第52号  
総行公第157号  
総行女第43号  
令和2年11月6日

各都道府県知事  
各指定都市市長  
各都道府県議会議長  
各指定都市議会議長  
各人事委員会委員長

殿

総務副大臣 熊田 裕通  
( 公 印 省 略 )

## 地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて

本日、公務員の給与改定に関する取扱いについて、別紙のとおり閣議決定が行われました。

各地方公共団体においては、地方公務員の給与改定等を行うに当たって、別紙閣議決定の趣旨に沿って、特に下記事項に留意の上、適切に対処されるよう要請いたします。

地方公営企業に従事する職員の給与改定等に当たっても、これらの事項を十分勘案の上、適切に対処されるようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市区町村に対しても併せて周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第59条（技術的助言）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

## 記

### 第1 本年の給与改定及び給与の適正化等について

各地方公共団体において職員の給与改定を行うに当たっては、地方公務員法の趣旨に沿って、次の事項に留意しつつ、適切に対応すること。その際、**厳しい財政状況及び各地方公共団体の給与事情等を十分検討の上、既に地域における国家公務員又は民間の給与水準を上回っている地方公共団体にあつては、その適正化を図るため必要な措置を講じること。**

#### 1 本年の給与改定について

(1) 国家公務員の月例給については、民間給与との較差が極めて小さいことから、

改定を行わないこととされたところである。各地方公共団体においては、人事委員会の給与に関する勧告及び報告を踏まえつつ、地域における民間給与等の状況を勘案して適切に対処すること。

その際、既に地域における国家公務員又は民間の給与水準を上回っている地方公共団体にあつては、不適正な給与制度及びその運用の見直しを含め、必要な是正措置を速やかに講じること。

特に、仮に民間給与が著しく高い地域であったとしても、公務としての近似性及び財源負担の面から、それぞれの地域における国家公務員の給与水準との均衡に十分留意すること。

- (2) 国家公務員の期末・勤勉手当については、民間の支給状況を反映して、支給月数を0.05月分引き下げることとし、本年度は12月期の期末手当を引き下げ、令和3年度以降は6月期と12月期の期末手当をそれぞれ0.025月分引き下げることとされたところである。各地方公共団体においては、人事委員会の調査結果を踏まえつつ、適切な改定を行うこと。

## 2 給与の適正化について

- (1) 国においては、平成25年1月1日より、高位の号俸から昇格した場合の俸給月額増加額を縮減するとともに、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の改正により、平成26年1月1日から55歳を超える職員は標準の勤務成績では昇給停止とするなど昇給抑制措置が講じられたところである。各地方公共団体においても、国の取扱い及び「地方公務員の給与改定に関する取扱い等について」（平成25年1月28日付け総行給第1号）を踏まえ、高齢層職員の昇給抑制等について必要な措置を講じること。
- (2) 平成18年の給与構造改革における国家公務員の経過措置額については、平成26年3月31日をもって全額廃止されていることを踏まえ、未対応の地方公共団体においては、速やかに必要な措置を講じること。
- (3) 平成27年の給与制度の総合的見直しにおける国家公務員の経過措置額については、平成30年3月31日をもって全額廃止されていることを踏まえ、未対応の地方公共団体においては、速やかに必要な措置を講じること。
- (4) 等級別基準職務表に適合しない級への格付けを行っている場合その他実質的にこれと同一の結果となる等級別基準職務表又は給料表を定めている場合（いわゆる「わたり」を行っている場合）等、不適正な給与制度・運用については、速やかに見直しを図ること。

また、級別の職員構成については、職務給の原則にのっとり職務実態に応じた厳格な管理に努め、上位級の比率が過大である場合には計画的に適正化を図ること。

特に、能力・実績に基づく人事管理を徹底する観点から、等級別基準職務表を給与条例に定めるとともに、等級等ごとの職員数の公表を行うこととされており、各地方公共団体においては、職務給の原則を徹底し、議会や住民への説明責任を果たされたいこと。

- (5) 諸手当の在り方については、一般行政職のみならず職種全般について不断に点検し、制度の趣旨に合致しないものや不適正な支給方法については、その適正

化を図ること。

特に、地域手当については、給料水準が適切に見直されていることを前提に、国における地域手当の指定基準に基づき、支給地域及び支給割合を定めることが原則であること。

都道府県において、人事管理上一定の考慮が必要となる場合にあっては、国の基準にのっとりた場合の支給総額を超えない範囲で、支給割合の差の幅の調整を行うことは差し支えないが、地域手当の趣旨が没却されるような措置は厳に行わないこと。

- (6) 国家公務員の退職手当については、官民較差の解消等を図るため、平成30年1月1日から支給水準の引下げが行われている。地方公務員の退職手当についても、「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）等について」（平成29年12月15日付け総行給第55号）を踏まえ、国に準じて必要な措置を講じること。

- (7) 人事評価については、その実施が義務付けられており、任命権者は人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとされ、また、人事評価の結果に応じた措置を講じなければならないこととされている。

このことを踏まえ、市町村をはじめ人事評価の結果を勤勉手当や昇給等に十分に反映できていない団体にあつては、「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の運用について」（平成26年8月15日付け総行公第67号・総行経第41号）に留意の上、速やかに必要な措置を講じること。

特に、勤勉手当の支給や昇給等について、人事評価の結果を反映させずに一律に行う等、法の趣旨に反する運用がある場合には、速やかな是正を図ること。

- (8) 技能労務職員の給与については、民間の同一又は類似の職種に従事する者との均衡等に留意し、適正な給与制度・運用とすること。

### 3 給与改定に当たっての対応について

- (1) 人事委員会においては、その機能を発揮し、地域の民間給与をよりの確に反映させる観点から、公民較差のより一層精確な算定、公民比較の勧告への適切な反映、勧告内容等に対する説明責任の徹底などの取組を引き続き行うこと。また、公務としての近似性及び財源負担の面から、それぞれの地域における国家公務員の給与水準との均衡にも十分留意すること。

人事委員会を置いていない市及び町村においては、都道府県人事委員会における公民給与の調査結果等も参考に適切な対応を行うこと。

- (2) 地方公共団体における職員の給与改定の実施は、均衡の原則及び情勢適応の原則にのっとり、国における給与法の改正の措置を待って行うべきものであるとともに、少なくとも期末・勤勉手当については、その支給基準日までに対応を図るべきものであること。

また、給与条例の改正は、議会で十分審議の上行うこととし、地方自治法第179条（長の専決処分）の規定に該当する場合を除き、専決処分によって行うことのないようにすること。

## 第2 その他の事項

- 1 定員については、地方公共団体の適正な定員管理及び人件費の抑制に支障を来すような国の施策を厳に抑制することとされているところである。各地方公共団体においては、行政の合理化、能率化を図るとともに、行政課題に的確に対応できるよう、地域の実情を踏まえつつ、適正な定員管理の推進に取り組むこと。
- 2 給与及び定員の公表については、給与情報等公表システムにより、住民等が団体間の比較分析を十分行えるよう公表様式に沿った情報開示を徹底すること。
- 3 新たに制度化された会計年度任用職員については、「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（第2版）」及び「会計年度任用職員制度の施行に向けた留意事項について」（令和元年12月20日付け総行公第95号）の趣旨を踏まえつつ、適正な任用・勤務条件の確保を図り、給料・報酬及び期末手当は適切に決定すべきものであること。
- 4 地方公務員の中途採用については、「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）等における就職氷河期世代支援の趣旨も踏まえ、各地方公共団体の実情に即し、新たな中途採用試験の実施、これまで実施してきた中途採用試験における受験資格の上限年齢の引上げなどの応募機会の拡大、採用情報等の一層の周知などに取り組むこと。

## 公務員の給与改定に関する取扱いについて

〔令和2年11月6日  
閣議決定〕

- 1 一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与については、去る10月7日の人事院勧告どおり期末手当の改定を行うとともに、同月28日の人事院報告どおり月例給の改定を行わないものとする。
- 2 特別職の国家公務員の給与については、1の趣旨に沿って取り扱うものとする。
- 3 1及び2の措置に併せ、次に掲げる各般の措置を講ずるものとする。
  - (1) 国の行政機関の機構及び定員については、「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」（平成26年7月25日閣議決定）に沿って、厳格に管理を行う。
  - (2) 独立行政法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第7号に規定する独立行政法人をいう。）の役職員の給与改定に当たっては、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、適切に対応する。

また、特殊法人等の役職員の給与改定に当たっては、国家公務員の給与水準を十分考慮して国民の理解が得られる適正な給与水準となるよう厳しく対処するとともに、必要な指導を行うなど適切に対応する。
- 4 地方公務員の給与改定については、各地方公共団体において、地方公務員法の趣旨に沿って適切に対応するとともに、厳しい財政状況及び各地方公共団体の給与事情等を十分検討の上、既に地域における国家公務員又は民間の給与水準を上回っている地方公共団体にあつては、その適正化を図るため必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

また、地方公共団体の適正な定員管理及び人件費の抑制に支障を来すような国の施策を厳に抑制するとともに、地方公共団体に対し、行政の合理化、能率化を図り、適正な定員管理の推進に取り組むよう要請するものとする。

地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続き

①処理件数が多く、オンライン化の推進による住民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる手続き

- 1) 図書館の図書貸出予約等
- 2) 文化・スポーツ施設等の利用予約
- 3) 研修・講習・各種イベント等の申込
- 4) 地方税申告手続き (eLTAX)
- 5) 自動車税環境性能割の申告納付
- 6) 自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告
- 7) 自動車税住所変更届
- 8) 水道使用開始届等
- 9) 港湾関係手続
- 10) 道路占用許可申請等
- 11) 道路使用許可の申請
- 12) 自動車の保管場所証明の申請
- 13) 駐車場の許可の申請
- 14) 建築確認
- 15) 粗大ごみ収集の申込
- 16) 産業廃棄物の処理、運搬の実績報告
- 17) 犬の登録申請、死亡届
- 18) 感染症調査報告
- 19) 職員採用試験申込
- 20) 就業構造基本調査
- 21) 入札参加資格審査申請等
- 22) 入札

②住民のライフイベントに際し、多数存在する手続をワンストップで行うために必要と考えられる手続

- ア. 子育て関係
- 1) 児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求
  - 2) 児童手当等の額の改定の請求及び届出
  - 3) 氏名変更/住所変更等の届出
  - 4) 受給事由消滅の届出
  - 5) 未支払の児童手当等の請求
  - 6) 児童手当等に係る寄附の申出
  - 7) 児童手当に係る寄附変更等の申出
  - 8) 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出
  - 9) 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出
  - 10) 児童手当等の現況届
  - 11) 支給認定の申請
  - 12) 保育施設等の利用申込
  - 13) 保育施設等の現況届
  - 14) 児童扶養手当の現況届の事前送信
  - 15) 妊娠の届出

イ. 介護関係

- 1) 要介護・要支援認定の申請
- 2) 要介護・要支援更新認定の申請
- 3) 要介護・要支援状態区分変更認定の申請
- 4) 居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出
- 5) 介護保険負担割合証の再交付申請
- 6) 被保険者証の再交付申請
- 7) 高額介護（予防）サービス費の支給申請
- 8) 介護保険負担限度額認定申請
- 9) 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請
- 10) 居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請
- 11) 住所移転後の要介護・要支援認定申請

ウ. 被災者支援関係

- 1) 罹災証明書の発行申請
- 2) 応急仮設住宅の入居申請
- 3) 応急修理の実施申請
- 4) 障害物除去の実施申請
- 5) 災害弔慰金の支給申請
- 6) 災害障害見舞金の支給申請
- 7) 災害援護資金の貸付申請

## 豊能町財務規則における様式一覧

(参考③)

名称	様式番号	備考
歳入予算見積書	第1号様式その1	
歳出予算見積書	第1号様式その2及び第1号様式その3	
経費内訳書	第2号様式	
継続費見積書	第3号様式	
繰越明許費見積書	第4号様式	
債務負担行為見積書	第5号様式	
地方債見積書	第6号様式	
歳入予算補正見積書	第7号様式	
歳出予算補正見積書	第7号様式その2	
補正予算経費内訳書	第8号様式	
継続費補正見積書	第9号様式	
繰越明許費補正見積書	第10号様式	
債務負担行為補正見積書	第11号様式	
地方債補正見積書	第12号様式	
歳入予算執行計画書	第13号様式その1	
歳出予算執行計画書	第13号様式その2	
予算配当要求書	第16号様式その1及び第16号様式その2	
歳入予算差引簿	第17号様式その1	
予算流用命令書	第18号様式その1	
予備費充当命令書	第18号様式その2	
弾力条項適用命令書	第20号様式	
継続費繰越計算書	第21号様式	
継続費精算報告書	第22号様式	
繰越明許費繰越計算書	第23号様式	
収入調定伺	第24号様式	
未払金歳入組入通知書	第48号様式その1、その2、その3、その4	
納付証券還付通知書	第31号様式その1、その2	
徴収(収納)委託証明書	第33号様式	
支出負担行為伺兼更正命令書	第43号様式	
公金振替書	第35号様式	
督促状	第36号様式	
収入未済金通知書	第37号様式の2	
不納欠損通知書	第37号様式	
支出負担行為伺	第55号様式その1、その2、その3	
支出負担行為兼支出命令書	第56号様式	
支出負担行為伺兼資金前渡精算書	第41号様式	
繰替払報告書	第41号様式その2	
支払証	第38号様式その2	
支出負担行為伺兼戻入命令書	第58号様式	
支出負担行為伺兼更正命令書	第43号様式	
出納計算書	第45号様式	
事務引継書	第46号様式その1、その2、その3、第46号様式その4	
過誤納金還付命令書	第63号様式	
用途廃止財産引継書	第49号様式	
公有財産異動報告書	第50号様式	
物品交付請求書	第52号様式	
物品返納通知書	第53号様式	
債権現在高調書	第54号様式	

令和3年7月15日

## 個人町民税・府民税等の公的年金収入の 一部算入漏れによる課税の誤りについて

令和2年度の個人町民税・府民税（以下「住民税」という。）の課税において、公的年金等支払報告書969人分について、課税システムへの移行漏れがあり、一部の町民の方の住民税額に誤りがあることが判明いたしました。これに伴い、令和2年度の住民税に加え、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料についても影響が及ぶ方がおられます（影響を受けられる方には、7月15日付で住民税及び各保険料の変更通知書を発送しています。影響額等の詳細は裏面に記載しています）。

本件につきましては、住民の皆様にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、今後このようなことが発生しないよう再発防止に努めてまいります。

### 1 事実経過

- 令和3年6月16日、令和3年度住民税の納税通知書を見た納税者の方より、昨年度と比較して住民税額が増加しており税額が過大ではないかとの連絡を受ける。
- 当該事案について確認を行ったところ、令和元年分の公的年金データの一部が課税に反映できておらず、令和2年度分の税額が過少であることが判明する。
- これを受けて、他の納税者に対しても調査を実施したところ、令和2年1月29日に企業年金連合会からeLTAX（エルタックス：地方税ポータルシステム）で送られてきた公的年金等支払報告書データ969人分の移行漏れがあり、課税に反映されていないことが判明する。
- 通常eLTAXで届いた公的年金等支払報告書データの処理については、担当者が毎日内容を確認し、受信データにエラーがある場合においては、その都度内容をチェックしエラーを解消した上で課税システムに移行することとしている。
- 当該年金データについても、移行操作を行う際にエラーがあり、その解消操作を行ったが、操作が不十分であったため、一部のエラーが解消できないまま移行作業を行ったことが原因と判明する（システム上、一部でもエラーが残っている状態であれば、その日のデータは全て移行できない）。

## 2 影響額等

### ① 住民税

税額変更（増額）者数	109人
影響（増額）税額	1,113,700円 （最大92,700円、最小100円）

### ② 国民健康保険料

税額変更（増額）者数	73人
影響（増額）税額	1,342,100円 （最大142,800円、最小100円）

### ③ 介護保険料

税額変更（増額）者数	50人
影響（増額）税額	896,543円 （最大48,710円、最小4,059円）

### ④ 後期高齢者医療保険料

税額変更（増額）者数	16人
影響（増額）税額	115,991円 （最大20,266円、最小305円）

## 3 判明後の対応等

- ① データ移行漏れ者のリストアップ（6月16日～18日）
- ② 課税データの確認と税額変更有無確認（6月21日～23日）
- ③ 移行漏れデータ入力（6月24日～29日）
- ④ 税額変更者リスト化と変更額の確定（6月30日）
- ⑤ 国民健康保険料等各保険料の再計算（6月30日～）
- ⑥ 住民税・各保険料の変更通知書等の作成（～7月14日）
- ⑦ お詫び文書及び各変更通知書の発送（7月15日）
- ⑧ 修正分の住民税・国民健康保険料・介護保険料・後期高齢医療保険料の納期限（8月2日）

## 4 再発防止策

- データ移行の際のチェック体制を強化し、定期的な移行漏れの確認を行う
- チェックリストの作成等により進捗状況等を可視化する
- 年金受給者の課税処理最終確認段階での抽出条件を細分化し、課税漏れ等の早期発見に努める

問い合わせ  
豊能町住民部税務課  
電話：072-739-0001（代表）  
072-739-3417（直通）  
担当：税務課長 泊

## 2) 社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件について

令和2年度より、以下の事項を新たな交付要件とした。

- ・人口3万人未満の地方公共団体における公営企業会計の適用に係る要件化
- ・下水道使用料の改定の必要性に関する検証に係る要件化
- ・下水道革新的技術実証事業(B-DASH)における実証技術の導入検討に係る要件化

なお、本要件の詳細については、「社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について」(令和2年3月31日国水事第56号)を確認されたい。

### 「社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての検討要件化等の運用について(R2.3.31)」における内容

- (1) 下水処理場の改築におけるコンセッション方式導入検討の要件化  
人口20万人以上の地方公共団体において、下水処理場における施設の改築事業(工事契約1件あたりの概算事業費が10億円以上と見込まれるもの。)を実施する際、コンセッション方式導入の検討を行うことを要件化。
- (2) 下水処理場の改築における当該処理場の統廃合に係る検討の要件化  
すべての地方公共団体において、下水処理場における施設の改築事業(工事契約1件あたりの概算事業費が10億円以上と見込まれるもの。なお、都道府県構想及びアクションプランの見直しが完了している地方公共団体は3億円を超える事業。)を実施する際、当該処理場を廃止し、近接する他の処理場と統合する場合について、経済性比較を前提とした検討を行うことを要件化。
- (3) 汚泥有効利用施設の新設にあたってのPPP/PFI手法の導入原則化  
人口20万人以上の地方公共団体において、汚泥有効利用施設(消化ガス発電施設、固形燃料化施設、肥料化施設等)の新設事業(工事契約1件あたりの概算事業費が10億円以上と見込まれるものに限る。)を実施する際、PPP/PFI手法(コンセッション、PFI、DBO、DB等)の導入を原則化。
- (4) 「広域化・共同化計画」の策定に係る要件化  
「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」(平成30年1月17日国水事第56号)により要請している「広域化・共同化計画<sup>※</sup>」の策定に向け、平成30年度中に少なくとも一度以上、管内すべての市町村が参画する検討の場を設けるとともに、令和4年度末までに計画を策定することを要件化。  
※「広域化・共同化計画」については、「〇事業マネジメント推進室(3)」にて詳述。
- (5) 公営企業会計の適用に係る要件化  
人口3万人以上の地方公共団体においては、令和2年度以降の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行していること、人口3万人未満の地方公共団体においては、令和6年度以降の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行していることを要件化。
- (6) 使用料改定の必要性の検討に係る要件化  
公営企業会計の導入済の地方公共団体において、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行い、経費回収率の向上に向けたロードマップを策定し、国土交通省に提出することを要件化。
- (7) 下水道施設における新設・増設・改築にあたっての新技术導入検討要件化  
すべての地方公共団体において、下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)における実証技術の導入が可能な施設の新設・増設・改築(原則として概算事業費3億円以上)を行うにあたっては、予め実証技術の導入に係る検討を行うことを交付要件化。

・(1)及び(2)については、該当事業の詳細設計に着手する前年度の3月末日までに、(7)については該当事業の建設工事に着手する前年度の3月末日までに、検討結果を地方整備局等経由で国土交通省下水道部まで報告することとしているため、遺漏無きよう取り計らわれたい。

# 公営企業会計の適用拡大のロードマップ

H27.1月 総務大臣通知等により要請

H31.1月 総務大臣通知等により要請

H27

H28

H29

H30

R元

R2

R3

R4

R5

R6

<集中取組期間>

<拡大集中取組期間>

○ 簡易水道・下水道（公共・流域）  
 <人口3万人以上>

○ 簡易水道・下水道（公共）  
 <人口3万人未満>

○ 下水道（集排・浄化槽）

○ その他の事業

（介護サービス、宅地造成、  
 駐車場整備、市場、  
 観光施設、港湾整備 など）

移行

できる限り移行

移行

団体の実情に応じて移行

できる限り移行

新ロードマップ

（移行完了）

ロードマップ

※ ただし、既に廃止が決定している等、将来にわたる継続を見込まない事業や、災害対応その他の理由により、期間内の移行が著しく困難な市区町村については、この限りでない

公営企業として継続的に経営を行っていく以上、原則として公営企業会計への移行が求められる。特に、資産規模が大きく、多額の更新投資を要する事業については、積極的に移行を検討

取組の推進に  
 向けて

新たなロードマップに基づき取組が着実に推進されるよう、引き続き地方財政措置を講ずるとともに、会計適用に係るマニュアルの改訂、外部専門家派遣による人的支援（小規模団体に係るモデル事業を含む。）、都道府県による支援体制の充実等の取組を実施。

## 公営企業会計の適用拡大に係る支援方策

### 1. マニュアル等の作成

- 公営企業会計の適用に係る具体的な業務について取りまとめたマニュアルや、先行団体の事例を掲載した先進事例集、団体からの質問を取りまとめた質疑応答集を作成・公表（H31年3月）。
- 利便性向上のため、各種マニュアル等を一元化した上で、地方公共団体における取組の進捗や各団体との質疑応答を踏まえ、先進事例集や質疑応答集を充実。

### 2. 人的支援制度

- 市町村に対する専門人材の派遣等により、公営企業会計の適用に係る個別具体的な助言を実施。
- 派遣制度の量的・質的な拡充を図るとともに、専門人材を活用し、小規模な団体における公営企業会計の適用のモデル事業を実施。

### 3. 都道府県による市町村の支援

- 都道府県による市町村を対象とした公営企業会計の適用推進のための研修等のほか、都道府県と市町村が参加する体制を構築したうえで、個別相談会や、専門人材の養成及び各市町村への派遣を実施。
- 都道府県がこれらの取組に要する経費について、交付税措置。

### 4. 地方財政措置

- 公営企業会計の適用に要する経費に充当するための公営企業債（公営企業会計適用債）を措置し、その元利償還金に対して交付税措置。

ユーベルホールの定期監査の経過

所属部局	教育委員会	所属課等	監査対象施設	生涯学習課・西公民館・中央公民館・ユーベルホール
監査実施年度	平成28年度定期監査	平成29年度定期監査	平成30年度定期監査	令和2年度定期監査 (令和2年12月25日通知公表)
指摘事項等	<p>ユーベルホールについては、平日の稼働率を上げる事が当面の課題とされているため、財源が限られる状況ではあるが、利用促進につなげる施策を検討する必要がある。</p>	<p>平成28年度のホール運営費は4,868万円が支出されているが、他の同規模の公立文化施設の運営管理費と比較検討され、この費用の評価を検証されたい。</p> <p>維持管理費用については、一般的な民間施設の場合、毎年、適切な保守管理を行い、後年度の負担を少なくするため、大規模修繕費用も含めて毎年予算の中で積み立てを行っている施設が多いといわれている。</p> <p>ユーベルホールは、建築後25年が経過し老朽化が進んでいる。公立の文化施設として一般会計からの財源で人件費、維持管理費を捻出しているが、将来の大規模修繕に關しては、毎年の予算には計上されず、後年度に多額の費用を一挙に支出することが予想され、引いては町民に負担を強いことになる。</p> <p>今後、町全体の公共施設の在り方検討に關して、文化施設としての方向性なども検討され、併せて、この施設単体の損益計算や益々のコスト削減を行うなど、民間の経営的感覚を踏ってより一層創意工夫され、指定管理者制度の導入についても改めて検討されたい。</p>	<p>平成29年度決算額は6,087万円、平成28年度決算額は4,869万円である。</p> <p>平成29年度増加している要因は、ホール管理事業の内、空調設備の修繕工事及び更新工事が約1,000万円と備品購入費の200万円である。</p> <p>・光熱水費は、3か年平均で965万円である。</p> <p>・収入であるホール使用料は、3か年平均で666万円である。</p> <p>(2) ユーベルホールの収支を見ると、収入額は支出額の約1割程度であり、収支バランスが取れていない状況が続いており、経営的な発想がない限り今後とも同様の状況が続くものと予想される。</p> <p>また、平成5年に開始して25年経過しており、平成29年度においても空調設備工事をされたが、今年度も施設の老朽化に伴い大規模な修繕工事で多額の費用が必要となることが予想される。</p> <p>(3) ユーベルホール管理事業と文化振興事業は、一般会計の中にあつては収支のバランスが見えづらいため、これらの事業は、適正な利用者負担を求め一定の収入を得ながら事業を進められるべきものであると考えられるが、「事業や会計の見える化」を図るために「特別会計の設置」又は「連動管理事業の「指定管理」者制度の導入」を検討されたい。</p>	<p>令和元年度定期監査</p> <p>子ども達が楽器に親しめるイベントの実施など、各年齢層に幅広く利用していただくためのPRに努められた。町民の方々からいろいろな関わり利用している状況の把握に努められた。そのことPRし、使われ方をリアルに町民の方々に知ってもらう工夫をされたい。</p>
				<p>生涯学習課所管施設(ユーベルホール、西公民館、中央公民館)については、各施設の耐用年数の課題もあるが、現施設の有効活用を前提とするならば、交付金から施設維持管理、修繕費の確保までの一連の業務を個別施設ごとではなく、スケールメリットが働くように一括して指定管理を検討されたい。</p>
指摘事項等				<p>【措置状況報告】 (令和3年3月19日 教育長報告)</p> <p>現在、ユーベルホール・図書館・西公民館及び中央公民館において、生涯学習施設一括管理事業により、自家用電気工作物・空調・消防設備・自動ドアの保守点検及び除算・切定などを一括して契約しています。</p> <p>今後につきましては、設置される公共施設再編後対策委員会において、町の人口推移、施設の将来的な利用状況、町の財政負担等を考慮しながら、施設の再編について検討される予定ですので、その結果を踏まえ、効果的な施設運営を図るため、適切な方法についても検討してまいりたいと考えています。</p>